

八王子市立檜原中学校 運動部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	中学校の教育活動の一環として位置づけ、生徒が自分の興味関心をもって選択した集団活動を通して、個性の伸長をはかるとともに、中学校生活をより充実したものにするための機会と時間を提供する。
適切な休養日等の設定方針	【休養日】 1 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。) 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 【活動時間】 1 日の実活動時間は、学期中の平日では 2 時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
設置している運動部活動名	野球部、ソフトテニス部、陸上競技部、サッカー部、バレーボール部、女子バスケットボール部、剣道部、軽スポーツ部
設置している文化部活動名	吹奏楽部、パソコン部、手芸部、ボランティア部 美術部